

大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務委託仕様書

1 委託業務名

大多喜町アーバンスポーツ推進計画に基づいた事業推進業務

2 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

3 業務実施場所

大多喜町全域

4 本業務の目的

アーバンスポーツは、東京2020オリンピックで、都市型競技として自転車のBMXフリースタイル、3x3バスケットボール、スケートボードなどが、正式種目として採用され、競技者・愛好者人口の増加が見込まれる。

本町でも令和6年度に、将来的な交流・移住・定住人口の増加に資するような具体的な方策を示した「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」を策定した。

令和6年度に策定した基本構想及び令和7年度に実施した個別事業の取組を踏まえ、本業務のさらなる効果的な施策展開、持続可能な事業展開に資する取組を実施する。

5 委託業務内容

(1) 町内に向けたブランディング事業

町内若年層の認知獲得・アーバンスポーツ実施者増加に向けた取組みを企画・運営する。

(2) 町外に向けたブランディング事業

町外からの来訪促進に向け、アーバンスポーツを絡めて本町の魅力を町内外に発信するプロモーションを企画・実施する。

また、昨年度事業の成果を踏まえて町内の周遊を促進するようなコンテンツを作成し、町内への展開を行う。

(3) アーバンスポーツを軸としたにぎわい創出事業

令和8年度中の新設が予定されるパンプトラックの認知獲得を目的とした、こけら落としイベントを開催する。

- (4) スポーツ関連人材のデュアルキャリア形成支援事業
競技者・指導者・施設管理者等のスポーツ関連人材が本町への移住・定住意欲を高めるようなキャリア形成支援策の実施に向け、町内事業者に対してスポーツ関連人材を派遣するモデルケース組成に向けた人材要件の洗い出し、就業に向けた各種調整を行う。
- (5) 協議会運営事業
「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」で定めた各アクションを円滑に推進するため、官民連携の協議会を3回以上開催・運営する。
なお、協議会以外に民間事業者を招いた会議体を開催する場合、参加者に対する謝金は町の報酬基準に準じて委託事業者にて支払いを行うこととする。
- (6) 持続可能な事業推進体制の検討・構築事業
アーバンスポーツの振興及びアーバンスポーツを活用したまちづくりを持続的に推進するために必要な体制及び取り組みを検討する。
- (7) その他自主提案による事業
「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」を踏まえ、(1)～(6)に掲げる事業に付随し、本事業の推進に資する取組を行う。
- (8) 成果品
- ・ 上記業務に関するデータ一式を記録した電子媒体（CD-ROM）
 - ・ 上記業務に関する報告書
- 6 その他
- ① 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、本町と受託者間で協議の上定めるものとする。
 - ② 本業務上知りえた行政及び個人情報に関する秘密を本町の許可なく他に利用し、又は第三者に漏洩・複製・閲覧・譲渡等してはならない。
 - ③ 成果品及び本業務で作成されたデータ等の所有権、著作権及び利用権は、町に帰属するものとする。
 - ④ 契約にあたり、受託者が一括して業務を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の一部について町の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - ⑤ 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、作業を進めること。